

(特別委員)

青柳喜一郎 外六名

(相談役)

笠川豊彦 久留野三 野合長 藤原

須木純一 行政長 柴田富太郎

三 折衷 的 事

今般川等遂般所ニ対シ吾々職工ノ年議ニ付シ在記條項固々相違ハ
如何ナリテ情アルモ決シテ直達書致シる敷キ事

一 因式キ件貫徹シ勿論將來ノ團結ノ基礎

二 工事有キハ停止ハ勿キ委員ノ指揮ニ従フコト

三 委員等ノ承認セサル各種ノ文書ノ交付ヲ受テ又ハ発送セキ
ルコト

四 團體ノ利益ニ及スル言動ヲナシ又リ会社側ノコト同キニ慮
セサルコト

五 運送ノ要スルモノノ費用ヲ担ノ事或モ並今四時出シタル貨

金中剩餘ヲ生シタル場合之ヲ組合基金トシテ積立ルルコト
(七月十一日)
(十一月九日)

十二本三場職ニハ徐々入場シ大体ニ於テ前令格ノ出勤十ヲ示シタルモ

中ニ連日ノ活動ニ般所ノ運刻スルモノアリ概シテ裁減中ニ各員持

ニ於テ休憩シテ午議本部ヨリノ通報ヲ得ケルアリ、午前中ニ其及送

般所四般共團ノ一隊 四五名及昔令工場職工約 五五名ノ市職

行列團ノ訪問ヲ受ケタルモノニ雷同スル者至テ少ク一程ノ不安ニ鎮

カシ居ルヤノ歎アリ

予等ニ時豫定ノ如ク製鐵工場職ニハ大西佛ニ外ニ各員トシテ

通産役トシテ般所ニ令入 令社側ヨリハ特ニ山本、存子、西部長並ニ

信田、隈、梶、部、長、也、之、令、入、カ、ソ、ノ、要、求、ハ、重、重、ト、シ、他、部、ニ、於、テ、厚

サシタル要求ト同一ノ内容ナリシ令ノ例ニ依リ拒絶セシ同三時半迄

出シ直チニ交渉ノ結果ヲ報告シ委員等ヲ閉テ令後ノ方針ニ付